

舞鶴工業高等専門学校学則

昭和 40 年 4 月 1 日 施行

令和 2 年 4 月 1 日 最終改正

(略)

(修了)

第 4 7 条 専攻科に 2 年以上在学し，所定の授業科目を履修し，6 2 単位以上を修得し，舞鶴工業高等専門学校総合システム工学教育プログラム履修規程第 7 条第 1 項各号に規定する修了要件のうち，第 1 号を除く修了要件を満たした者について，修了を認定する。

2 校長は，修了を認定した者に対し，所定の修了証書を授与する。

3 第 1 項に規定する単位の修得については，別に定める。

(略)

舞鶴工業高等専門学校総合システム工学教育プログラム履修規程

平成 17 年 1 月 25 日 施行

平成 27 年 4 月 1 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 舞鶴工業高等専門学校（以下「本校」という。）における総合システム工学教育プログラム（以下「本教育プログラム」という。）の教育課程の履修及び同課程の修了認定は、この規程の定めるところによる。

(総合システム工学)

第 2 条 総合システム工学は、別表 1 に定める科目によって構成される。

(履修対象者の決定)

第 3 条 本教育プログラムの履修対象者は、専攻科への入学をもって対象者と決定する。

(学習・教育到達目標)

第 4 条 専攻科は、学則第 40 条に定める目的を実現するため、別に定める学習・教育到達目標の達成に努めなければならない。

(プログラム構成)

第 5 条 本教育プログラムは、本校準学士課程 4・5 年と専攻科課程の 4 年間とする。なお、授業科目及び単位数は学則別表第 1 から別表第 3 の教育課程表に示すとおりである。ただし、本校準学士課程の保健体育は除く。

(認定対象学生)

第 6 条 本教育プログラムの認定対象学生は、専攻科学生全員とする。

2 本校以外の高等専門学校及び大学等（以下「他の高等教育機関等」という。）から入学した学生の、本教育プログラムの学修に関し必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第 7 条 本教育プログラムの修了要件は次の各号とし、全てを満たした者に修了証書を授与する。

- (1) 学士の学位を取得していること。
- (2) 本教育プログラムの授業科目を 124 単位以上取得していること。
- (3) 専攻科において所定の授業科目を履修し、62 単位以上を取得していること。
- (4) 別に定める到達度評価基準に合格していること。

2 本教育プログラムの修了認定は、教育プログラム (MDE) 委員会及び専攻科委員会で審議の上、運営会議の議を経て校長が行う。

第 8 条 本教育プログラムの水準に達していない科目の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

専攻科における履修について

専攻科の修了

専攻科の修了要件は、以下のとおりです。

- 専攻科に2年以上在学している。ただし、4年を限度とする。
- 下表のように開設されている科目のなかから、各コースで開設されている全ての必修科目の単位を含め、一般科目6単位以上、専門共通科目18単位以上、専門コース科目38単位以上、合計62単位以上を修得している。
- 舞鶴工業高等専門学校総合システム工学教育プログラムの修了要件のうち、(1)学位取得の項目を除く(2)～(4)を満たしている。

各コースで修得しなければならない単位数（平成27年度以降入学者用）

コース	必修科目		選択科目				合計
	一般科目	専門科目		一般科目	専門科目		
		専門共通科目	専門コース科目		専門共通科目	専門コース科目	
電気電子システム工学	2 単位 (2 単位)	8 単位 (8 単位)	26 単位 (26 単位)	4 単位 (8 単位)	10 単位 (14 単位)	12 単位 (24 単位)	62 単位 (82 単位)
機械制御システム工学			24 単位 (24 単位)			14 単位 (26 単位)	
建設工学			26 単位 (26 単位)			12 単位 (20 単位)	62 単位 (78 単位)

() 内は開設単位数

※詳細については、学則参照